

全国燃焼機器整備業連合会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、全国燃焼機器整備業連合会(略称・全燃整連)という。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は別に定める。

(目 的)

第 3 条 本会は燃焼機器の整備、設置に関する技術の向上及び設備等の改善を促進し、会員相互の連携強化をはかり、あわせて事業の健全な発展に資することを目的とする。

(活 動)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 燃焼機器整備設置関係団体との連絡協調及び、情報、資料等の収集、交換に関すること。
- (2) 燃焼機器整備設置についての普及、啓蒙、広報に関すること。
- (3) 燃焼機器整備用設備及び、機器類の改善、開発に関すること。
- (4) 燃焼機器整備設置等に必要研修会、講演会を開くこと。
- (5) その他、本会の目的を達成するため必要な活動。

第 2 章 会 員

(会員の種別等)

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 全国各地の燃焼機器整備業団体。
 - (2) 本会の趣旨に賛同する燃焼機器整備関係の事業を営む個人、又は、法人であって、理事会の承認を得たもの。
2. 第1号の会員を正会員とし、第2号の会員を個人会員とする。

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は入会金及び会費を納めなければならない。

2. 本会の運営上特に必要と認めるときは、総会の議決を得て会員から臨時会費を徴収することができる。
3. 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

第 8 条 入会金は次のとおりとする。

正 会 員 基本会費の1カ年分。
個人会員 1万円。

第 9 条 正会員の納める会費は基本会費と比例会費を合計したものとし、次によって算出する。

2. 基本会費は会員の組織構成員数に応じて次の区分とする。

(1) 組織構成員数	30名以下の会員	年額	1万5千円
(2) 組織構成員数	50名以下の会員	年額	2万円
(3) 組織構成員数	51名以上の会員	年額	3万円

3. 比例会費の算出は会員の組織構成員数5をもって1単位とし、会員の申告により確定数とする。但し、各会員は最低1単位以上の申告を行わなければならない。
4. 比例会費は1単位当たり年額5千円とする。

第10条 個人会員の納める会費は年額1万円とする。

(資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の一つに該当するときはその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本会が解散したとき。

(退 会)

第12条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出したうえ、会計年度の終了時において退会することができる。

(除 名)

第13条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき。
- (3) 著しく会費を滞納したとき。

(権利の喪失)

第14条 退会した会員又は除名された会員は、会員としての一切の権利を失い、既納の入会金、会費その他本会の資産に対して何等の請求をすることはできない。

第 3 章 役 員 等

(役 員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理 事 14名以内
- (4) 監 事 3名以内

(役員を選任)

第16条 理事、及び、監事は、総会において代議員のうちから選任する。

2. 会長、副会長は理事の互選とする。

(役員職務)

第17条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、合議のうえその職務を行なう。
3. 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
4. 監事は、民法第59条に定める職務を行なう。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年間とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。
3. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会においてその役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員移動)

第20条 会員の役員構成の変更等により理事及び監事に移動の申し入れがあった場合には、第16条の規定にかかわらず理事会において承認することができる。

(役員報酬)

第21条 役員は、すべて名誉職とする。

(顧問、相談役)

第22条 本会に顧問および相談役若干名を置くことができる。

2. 顧問および相談役は、理事会の同意を得て学識経験者のうちから会長が委嘱する。
3. 顧問および相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第 4 章 会 議

(種 別)

第23条 会議は総会および理事会とする。

2. 会議は会長が招集する。

(総 会)

第24条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に招集する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。
4. 会長は、会員の3分の1以上から、又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に招集しなければならない。

(総会の招集)

第25条 総会の招集は会議の目的である事項、日時、及び会場を示した書面により、開催日時の30日前までに正会員、個人会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第26条 総会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 活動報告、及び、収支決算報告。
- (2) 監査報告。
- (3) 活動計画案、及び、収支予算案。
- (4) その他の重要事項。

(代 議 員)

第27条 総会は代議員によって構成する。

2. 代議員は第9条3項により申告された確定数をもとに各会員が選出する。
3. 個人会員は代議員にはなれない。但し、総会に出席することは認められる。

(総会の定足数)

第28条 代議員はそれぞれ1個の表決権を有する。

2. 総会は、代議員総数の過半数の出席がなければ会議を開き議決することができない。
3. 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

4. 総会に出席できない代議員は、表決を他の出席代議員に委任することができる。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

(理事会の議決事項)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項。
- (2) 総会に提出する議案。
- (3) 総会によって委任された事項。
- (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項。
- (5) その他の重要事項。

2. 前項第4号の議決事項は、次の総会において議決を得なければならない。

(規定の準用)

第31条 第28条の規定は、理事会に準用する。

第5章 資産及び会計

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年3月1日から翌年の2月末日までとする。

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、会費、入会金およびその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第35条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2. 毎会計年度の決算において余剰金を生じたときは、翌年度に繰り越すこととする。

(会計書類等)

第36条 会長は、毎会計年度終了とともに次の書類を作成し、通常総会の2週間前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

- (1) 活動報告書。
- (2) 収支に関する決算書類。
- (3) 財産目録。

2. 監事は、前項の書類を受理したときにはこれを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において出席代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

(解散)

第38条 本会は、総会において出席代議員の3分の2以上の議決を得なければ解散することはできない。

第 7 章 細 則

(細 則)

第 3 9 条 この定款に定めるもののほか、本会活動の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

付 則

1. 本会結成当初の総会は、結成総会をもってこれに代えるものとする。
2. 本会結成当初の会計年度は、第 3 2 条の規定にかかわらず、結成の日に始まり昭和 5 7 年 2 月末日に終えるものとする。
3. 本会結成当初の役員は、第 1 6 条の規定にかかわらず、結成総会において選任されたものとする。
4. 本会結成当初の役員の任期は、第 1 8 条の規定にかかわらず、結成年度の決算を議決するものとする。

制 定

昭和 5 6 年 3 月 1 9 日 制定
昭和 5 7 年 3 月 1 4 日 一部改正
昭和 6 0 年 4 月 1 5 日 一部改正
平成 4 年 3 月 1 4 日 一部改正
平成 1 6 年 4 月 2 4 日 一部改正